

蜜柑業の發展とその現勢

的 場 德 造
高 橋 伊 郎

一、我國蜜柑栽培の發達過程

我國における農業生産が一般に零細經營であることは否めない事實であるが、然しその中でも、自己生産的・消費的耕作から商業的農業への轉化、或はまた農業部門内における分業化等を通じて、農業における資本主義は徐々に發展している。そしてかかる傾向は蜜柑栽培において比較的明瞭である。^(註1)我國の蜜柑生産量は、第六圖に示されるように若干の變動を示しながら今次大戰迄は年々増加している。その中でも大果性の温州蜜柑、それも改良温州の尾張系、貯藏に耐える攝津系及び早生温州へと集中しつつある。^(註2)

然し問題は單なる生産量の増加ではなく、生産がどのように行われ、又その量が増加したかということ、換言すればそれが生産される諸關係にある。こうした點に焦點を置いてまず我國蜜柑栽培の具體的な發達過程を追つてみる。

一、蜜柑栽培の生成（明治、特に二、三十年より大正末期迄）

商品生産としての蜜柑栽培は、局地的（紀州）には既に徳川期から藩の庇護の下に行われていた。それが現在のよう

けての日本經濟の興隆期において著しかつた。例えば、靜岡縣庵原村では既に明治初年に商品として市場に紹介され、明治二十乃至三十年頃に蜜柑の商品生産が一般化したと云われる。その場合「地主の同情が小作人に相當の収入源を給する爲に」又「自ら地主が勸説したものが蜜柑栽培の當初には行われ」た。^(註3)従つて零細小作農、零細農による栽培が、當初において重要なウエイトをもつたことは明らかであり、^(註4)このような事情は、聞取りによつて他の蜜柑栽培地帯にも認められる。即ち蜜柑栽培は、地主にとつては從來の田畑における封建的生產關係（その集中的表現としての高率現物小作料）維持の手段であつたが、他方、零細農にとつては田畑における土地所有の壓力から脱出しようとする手段の一つでもあつた。従つて地主・富農によつて行われたものはむしろ稀であつた。それであるからこそ蜜柑園の擴張は「小割」^(註5)に示されるように小面積分散開園栽植方式がとられ、現在においても蜜柑園が細かく分たれており、而もそれが從來田畑には利用しえなかつた急傾斜地に行われたのである。蜜柑栽培の土壤條件として第一に氣水の透過性が擧げられる。^(註6)然しこの條件だけでは、經營的にみると著しく不利な急傾斜地と直ちに結びつくものではない。これを無理に結びつかせたのは、封建的生產關係の諸制約という社會的條件であつた。つまり生産者にとつて不利な社會的條件が、不利な自然條件を經營内に持ちこませ、後述のような方向の技術を成立させた。

從來の封建的生產關係の下にあつた零細經營においては、農業經營と農家經濟とは合一し、^(註7)「農場」よりはむしろ「農家」が生産の中心となる。蜜柑栽培も前述したように同様な零細經營によつて始められたので、自ら手勞働を主とし、技術水準は著しく低かつた上に急傾斜地における栽培と小割開園による園地の細分化によつてますますこの傾向は強められた。従つてそこでは、勞働力の過投とそれによる單位面積當り數量の増大が執拗に追求された。さらにこうした事情によつて、反當收量の増大は反當植樹本數を著しく多くすること即ち密植にあらわれた。その結果普

通七五—八〇本、時には一〇〇本以上にも及ぶこととなつたのである。^(註9)之らが其後の技術發達の方向を決定し、ここに強剪定による蜜柑樹の矮小化、多肥料耕作としての典型的な園藝的農耕を成立せしめた。こうした手労働による熟練という主體的な、客觀化されていらない技術段階のもとでは、經營主が自分で剪定や薬剤散布という基本労働を必ず擔當し、他の者にまかせえなくなる。かくて之等の作業は特殊なものとなり、他の經營と共同もできないという農民の個人意識（次節に言う「天狗」）の確固たる基礎ができた。このような技術の發達と國內市場の擴大に伴い蜜柑栽培は有利となり、當初は他の現金作物—木蠟、筍、桑、茶（靜岡）桃、梨（廣島、愛媛）等—と多角的に、又はこれらに代りながら栽培されていたのが次第に專業化し、同時に小作農の自作農化、「農民的」經營の成立が行われた。^(註10)既に大正期の蜜柑園の擴張が、山腹傾斜地の開墾と共に從來の田畑によつても行われたことは封建的生産關係が次第に侵蝕される一表現であり、又昭和四年に靜岡縣で蜜柑園小作地の比率が約二〇%^(註11)という低率であつたことは、次に述べる地主攻勢敗退の一般的基礎となつた。

二、地主攻勢とその敗退（昭和初期より同八年頃迄）

前述のように蜜柑園小作は、零細小作農を維持するために、むしろ地主側からの獎勵によつて始められたが、このことは蜜柑園の小作料を低める一因である。更に小作の多くが明治以後における開墾小作であることや、又果樹栽培によく見うけられるように、蜜柑栽培の成否は一定地域内では自然條件よりもむしろ栽培者の肥培管理如何によるという事情によつて、小作料低率の傾向は強められた。このような低率小作料が蜜柑經營を發達させた重要な一因である。かくて蜜柑栽培が發達すると共に、地主は増加した剩餘部分の取得を目的として地代の引上げ或いは土地の取上げを行わんとした。地主のこうした動きは、昭和二年金融恐慌、昭和五年以降の農業恐慌による地主經濟の危機によ

つて一層強められ、靜岡縣のみでも昭和二年以降小作爭議は急速に増加且つ激化している。この場合、地主攻勢が例
えば「十一日」^(註)というような水田小作の場合の舊慣を蜜柑園にまで擴張適用して土地取上げの理由とし、更に實質に
おいては必ずしも完全に近代的に運営されたとは云えない「小作調停委員會」を無視する態度をとり、又悪周旋人を
利用する等、封建的色彩の強い諸關係に依據して行われた。之に反して、小作人は小作料、離作料の合理的計算、小
作調停委員會の積極的利用並びに小作人組合の結成等の、合理的近代的な解決手段による態度を示したことは注目さ
れる。

當時の地主經營は資力をもつていたから、零細小作農經營よりも比較的に高度の技術を導入しうる可能性があつた
とはいえ、その基盤はあくまでも封建的色彩の強い勞働力の雇傭關係であつた。ところが當時の蜜柑栽培は、前述し
たように手勞働の熟練に基く細心の栽培という特殊的主體的な技術發達の方向をとり、又それを一つの據り所として
「農民的」經營、農民的個人意識が成長していた。これらのことは、封建的色彩の強い勞働力雇傭關係に對する限り
進歩的意義を持ち、地主經營存立の基盤を崩しつつあつた。又逆にそれは「農民的」經營の經濟的強固さとしてあら
われ、その中からは既に「小資本家的經營」さえ成立するに至つた。故に地主攻勢に際しても、その不當な要求に對
してよく抗爭しえたわけであつて、その際に示された意識としての近代的性格も以上のような事情に基くものであ
つた。そしてこのような過程の中に、土地關係の實質上の改革が次第になされたのである。

三、昭和八年（經濟更生運動）以後第二次大戰前迄の發展過程

地主勢力は一應敗退させられたけれども、他の耕作部面（特に水田）では未だ強く殘存した。従つて耕作權の不安
定は大なり小なり存続し、第二次大戰迄の蜜柑經營の發達も土地私有に執着する自作化の方向において行われた。故

に農民層の階層分化も、經營規模別においてよりも、むしろ先ず自小作別において現われ、その中から經營規模別の分化が次第に激しく行われた（次節參照）。

この期間における蜜柑栽培の技術的發達の指標は電動機利用選果機とケーブルの導入である。電動機利用選果機は、商品として要求される産果の規格統一を最も能率的に行う必要から導入された。之によつて農家の個別的栽培労働と販賣のための労働とが分離され、農民の組織が之をにぎることによつて流通過程における協同が實現した。それで從來の間屋資本を壓倒し、始めて協同組合が實質的に運営された。即ち選果機の發達とそれの農民による利用とは協同組合成立の基礎である。

ケーブルは急傾斜地という自然條件の制約に基く過重の運搬労働を合理化するものである。之には一部個人所有があるが共同所有も多く、萌芽的にはあるが諸設備の所有、利用を通じての共同化が見られ、しかもそれは富農よりも中農以下に多い。技術の高度化に際しては資本を要する場合が多いが、そのような高度化に對する經營の對應の仕方が階層別に相違することを示すものの一例として注意すべきであらう。

こうした蜜柑栽培發達のしない手としての「農民的一經營或いは「小資本家的」經營は、一般的に云えば、蜜柑經營をして我國の農業經營としては珍らしく企業利潤成立の可能性をもつ「金儲けの農業」「小資本家的企業」として特色づけることとなつた。然しながらそれは主として金銭的支出（特に肥料、其の他諸材料に對する）と雇傭労働力とが比較的大きいという意味が強い。前述のように合理化の方向も徐々に見られるけれども、それは一應從來の耕作方法の維持を前提とする限りにおいてであつた。即ち強剪定作業で示されるように農民の主體的、特殊の技術と労働力の過投及び合理的な施肥（化學肥料の使用、諸目的に應じた肥料の配合分施肥）がそれであり、こうした限りではその技術發

達の方向は依然として「生産係數——各種生産要素の組合せ——の變化を伴うところが少い」と言えよう。(註四)

四、第二次大戰以後の展望

・戦争による勞働力（特に經營主）並びに肥料の不足（特に主食生産に重點的な肥料配給制度により蜜柑園への影響は大きい）とその質的低下とは、從來の栽培方法の二大支柱を奪い去つた。更に主食増産運動によつて蜜柑樹の伐採掘起しが行われ、全面的に園の衰退を齎した。戦後において勞働力は一應回復したものの、雇傭勞賃は高く、肥料價格の昂騰と質の低下とはむしろ著しい。従つて少い購入肥料で反當收量並びに收益を増大させることが要請される。そのためには施肥の合理化並びに自給が必要であり、又このような目的にかなうような剪定、整枝方法を要する。前者のためには、各農家としては先ず肥料の流失量を少くすること、従つて深耕を行い有機質肥料を自給、施用することである。この場合堆肥材料の不足、急傾斜地における堆肥運搬の困難によつて緑肥生産によることとなり、それは耕地の餘裕がないために蜜柑園における間作によらねばならない。後者は從來の盆栽狀型剪定や整枝の代りに改良自然型整枝（直立枝又はそれに近い強勢枝條を利用）を行い、地上部の成長をはかることによつて地下部の細根の蔓延面積を擴大させ、寒害、旱害等の諸障礙に對する抵抗力を強めると共に、從來利用されていなかった土壤養分を十分に利用することである。

このような緑肥の間作、改良自然型整枝の何れにしても、もはや反當七五—八〇本の密植では不可能であつて、間拔、疎植（反當三五本、但し瀘州蜜柑）を前提とする。反當植樹數を半減しても、反當收量は從來の七五%乃至それ以上を保持できる。(註五)然し在來の農民意識からすれば、一時的にでも反當收量の減少をみる間拔疎植はなかなかないであらう。しかも尙、現實には各地域の蜜柑栽培にこれらを実施するものが漸次あらわれつつあることは、近代的

性格を帯びた「農民的」「小資本家的」經營の成立と、かかる經營が今日の高度資本主義的環境の中にあつて蒙る諸條件の要求とによるものであると考えねばならない。

間拔、疎植が實施せられると園内の交通、運搬及び諸作業が容易となり、動力噴霧機が能率的に使用せられる。かくて之等農機具の導入が促進せられ、藥劑撒布労働は容易となり、改良自然型整枝方法による剪定労働の單純化と相俟つて、諸作業労働が單純且つ一般化される。その結果として、當然従來の「農民的」經營、農民的個人意識の技術的基礎が薄弱となる。しかも農業機械の使用、特定労働の一般労働化等は、小面積園よりも大面積園において有利であるところから、分散小面積園の交換分合が要請される。又農業機械の導入や農村電化等の技術の高度化に伴つて、農民の階層分化が促進され、中農以下では當然共同經營、或いは各種の程度の共同利用の問題を生ずる。特に蜜柑園は地力、樹勢が著しく異なるために交換分合は困難であるから、それはむしろ共同經營への可能を強めるものであるとも言える。然しこのような可能性がいかなる形で現實となりうるかは今後の重要な課題である。

以上、日本の蜜柑栽培生成期の社會關係とその影響、このような條件で方向づけられながらも發達した蜜柑栽培技術を基盤として零細農經營が「農民的」「小資本家的」經營へ轉化したこと、更に社會的諸條件の變動による栽培技術の轉換と蜜柑栽培農家經營の動向について概括的に述べた。更に殘された問題として——生産過程に限定しても——次の二つのことは重要である。蜜柑樹が多年生であり容易に栽培方法を變化しえないため、既述したような栽培方法の進展は、その土地が蜜柑地帯として成立した時期の新舊によつてこととなる。又すんで蜜柑の高度な商品性から地域別特産として蜜柑栽培が特殊化する。従つて地域性の問題が考えられるのである。次には技術の發達に伴い同一地域、同一時期においてもそれら技術の入り方が技術の性格により階層別にいかに異り、又それがいかなる影響を齎ら

すかという「階層性」の問題がそれである。そこで次に、本節で述べられた我國蜜柑栽培業の生成發展の一般的過程に照應させつつ、我々の調査部落並びに農家について、より具體的に検討し、更に商品作物としての加工を含む市場關係にもふれて我國蜜柑産業の現段階を大づかみに分析する。

(註1) 木下彰氏「柑橘業論」『農政と經濟』北海道帝大教授高岡雄雄先生在職卅五年記念論文集岩波書店 昭和七年 四九六頁

(註2) 木下彰氏、前掲書、四九九頁

(註3) 静岡縣經濟部「静岡縣に於ける蜜柑園の小作事情(完)」昭和十一年三月刊、一頁。及び 興津町史稿、次節參照

(註4) 静岡縣經濟部、前掲書、一六頁、一五頁

(註5) この問題について開園費が嵩み、且つその償却に十五、六年を要するところから、かかる負擔に耐えうる富農でなければ蜜柑栽培を始めない(木下氏、前掲書、五二四頁)とは必ずしも考えられない。もちろん、現在の蜜柑栽培農家には富裕なものが多い。然し我國の蜜柑園に一般的に見られる小面積分散開園栽植方式、及び地主が苗樹代金を負擔してまでの勸説等の事情から考えると、初めは零細農(貧乏労働者に轉落化するより他に道のない極貧農は別であろう)が多いとみるべきで、富農で開始したとはいえない。現在の富農的な蜜柑栽培を行つたからこそ富農となれたと見る方が妥當であろう。調査に際して、蜜柑栽培を始めてから裕福になつたとはよく聞いたところであり、又我々の検討もこれを證明する。本節並に次節參照。

(註6) 地主が地形を見て約五畝位に區劃し、之を多數の小作人に割作りさせること。(静岡縣經濟部、前掲書、四四頁)

(註7) 高橋郁郎氏「柑橘」昭和廿二年、養賢堂、一五二頁

(註8) 小池基之氏「日本農業と水田」日本評論社、昭和廿一年、第二版 四三頁

(註9) アメリカ、カリフォルニア州のオレンジ園は反當二五本(高橋氏、前掲書、三六二頁より計算)。もつともオレンジは温州蜜柑より樹は大きい。それにしても我國の温州蜜柑樹反當七五—八〇本は多い。典型的な古い型の技術の中心地たる大阪の蜜柑園では反當一二〇本以上の園も多い。又小面積の園場では標準以上となる場合が多い。

(註10) 「農民的經營」とは家族労働力を主とし、雇傭労働力はないか或はあつても従とする經營。尙後で觸れる「小資本家的經營」とは、家族労働が従で雇傭労働力が主である經營を云う。資本家的經營では雇傭労働力に依存し、經營主はマネージャー乃至フォアマン(監督)的機能を主とする。之等諸經營は一應労働力を指標として分類されているが、之等諸經營は單に労働力の點

のみでなく、技術、資本、經營様式及び社會的機能の諸點における差異をも示している。尙木下氏も「小資本家的」という概念を使用されている。然しそこでは、「資本家的企業性を多分に具備した農企業と云うほどの意味である。：嚴密な概念的表現でない」と(木下氏、前掲書、五〇七頁)。

(註11) 第二圖、參照

(註12) 靜岡縣經濟部、前掲書、二頁。なお昭和四年度「國藝要覽」(昭和六年)によれば、柑橘園小作地の割合は、和歌山縣一八%、靜岡縣二二%、大阪府三一%、神奈川縣二七%で平均約二四%となる。之を同年度の田五五%、普通畑四四%(内閣統計局、昭和四年「農業調査結果報告」)と比較せよ。

(註13) 靜岡縣經濟部、前掲書、一五頁

(註14) 靜岡縣では、開墾小作で反當二〇圓程度が普通である(靜岡縣經濟部、前掲書、七頁)。なお大正五—九年の五ヶ年平均の各種耕地反當實納小作料額を比較すれば下表の通りである(農林省農務局編「本邦小作慣行」大正十年調査の部、六一—六三頁、一四〇—一五六頁)。

本表については全國的平均數値をとつていること、柑橘園の小作料が成園小作、開墾小作及び樹令樹勢の如何によつて異なること等を考慮せねばならないが、一般に柑橘園小作料が田のそれに比べて低いことは明瞭である。しかも反當粗収益は柑橘園が壓倒的に多い(近藤康男氏「農産物生産費の研究」地球出版株式會社、昭和廿三年第九版、一一四—一一五頁)。そこからも柑橘園小作の有利なことは知られる。なお本表において、柑橘園の米納小作料は代金納小作料よりも高い。之は米納の柑橘園は、從來の田畑を耕作轉換し、以前の高率小作料がその繼續されたためと思われ。

(註15) もともと水田の小作人が地主の許へ正月十一日に儀禮的に挨拶に行く慣行であつたらしいが、之を「正月十一日に挨拶に来る小作人に今年限り貸す約束」(傍點筆者)として小作地取上の理由に轉用され、屢々用いられた(靜岡縣經濟部、前掲書、三九—四〇頁)。

(註16) 之等の周旋人はその地方又は清水市に居住する者で「事件屋として知られ」(靜岡縣經濟部、前掲書、五二頁)、數件に干渉

耕地種類			米納	金納	代金納
			円	円	円
柑	橘	園	0.824	22.078	18.648
桑		園	0.756	19.249	23.275
茶		園	0.655	13.501	22.978
梨		園	0.862	23.106	25.448
一	般	畑	0.614	19.885	—
田	{一毛作田		0.972	—	31.746
	{二毛作田		1.195	—	39.597

して時には恐喝的なこともやりかねない。地主が小作調停委員會を無視することは稀ではない。例えば静岡縣經濟部、前掲書、一二七頁

(註17) 蜜柑のように商品化率高くしかも加工せずに直接販賣しうる農産物では、流通過程における問屋仲買資本と直接生産者との對立が問題となるが(東畑精一氏「日本農業の展開過程」岩波書店、昭和十六年、七二頁)、この關係について廣島縣大長村の事例は興味があるが省略する。又和歌山には有数の生産地で選果費を農家が手取りとする必要ありといつて共同出荷の妨げられてゐるところがある(有田郡)。

(註18) ケーブルは八番線五本を一組にした往復ケーブル(單ケーブルもある)が多い。蜜柑の自重で下降するようになつており、廿五貫前後の送荷が可能である。更に貨物下降のエネルギーを利用して十貫程度の肥料は上揚しうるが、現在上揚用としては餘り利用してゐない。之を急峻な山道を一人前十五貫と稱せられる蜜柑を背負つて運搬する場合と比較すれば、能率の向上はいふ迄もない。

(註19) 静岡縣庵原郡庵原村杉山部落の例につき下表參照(茂木六郎

氏「日本農業進化の方向」經濟評論、第三卷、第一號、三三頁

(註20) 木下氏、前掲書、五二八—九頁

(註21) それぞれ近藤氏、前掲書、一二五頁、木下氏、前掲書、五〇

七頁

(註22) 近藤氏、前掲書、七九頁

(註23) 蜜柑栽培においては果實生産と蜜柑樹の生長とは或程度相反

關係にあること。果實生産も更にその高度の商品性から品質、形状、

大果、貯藏性隔年結果防止等の諸要求があり、従つてそれらをいかにとり入れるかにより施肥方法が異なる。高橋氏、前掲書、第

九章「肥料」參照。

(註24) 東畑精一氏「日本農業の特質」佐藤寛次博士還暦記念「農業經濟學論集」一八頁

(註25) 高橋郁郎氏「温州蜜柑の間拔」果實日本、第二卷、第五號、參照

種 規 模 別	農 家 戸 數	ケーブル	
		個人所有	共同所有
3反未満	-	-	-
3~5未	2	-	-
5~10未	14	-	9
10~15未	19	-	11
15~20未	20	2	9
20~30未	8	2	6
30~50未	1	1	-
計	64	5	85

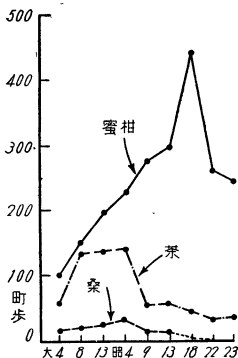
備考 1945年、冬期調
査結果より作成

二、調査村（静岡縣庵原郡興津町）に於ける農家經營と蜜柑栽培

一、概観

静岡縣は今日我國蜜柑栽培の中心である。そのうちでも庵原郡が壓倒的であり、我々の調査した興津は古くから農林省の園藝試験場があり、又今日農業協同組合も生産農民を中心にして組織せられており、しかも縣柑連に對しても中心的幹部を送り、常に指導的である。

此處では蜜柑に先行した現金作物は茶と繭であり、又古くは傾斜地に木蠟（ハゼ）と筍があつた。ハゼは明治中期

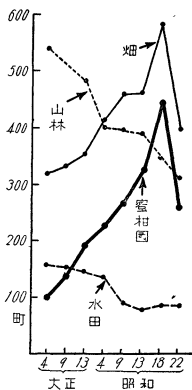


第一圖 興津町の蜜柑茶桑園の消長
(註) 桑は昭和22年にはなし。

培となり、すすんで專業的性格を帯びてくるものが現れてきた。昭和初期から今度の戦争が始まる頃までの間に蜜柑

園は次第に傾斜地から平地に降りて擴り、ついで平地の畑から水田に侵入してきた。主要栽培地では、この傾向は目に見えて著しかった。興津に於てもそうであつた。

興津町では明治末期五四〇町歩あつた山林面積が昭和二十三年には三一二町歩に減少した。この二百餘町歩は『いわば原始的、粗放的な土地所有（山林所有地主の）の形が崩れたこと及びそのあとにより近代的農業生産の行われるために耕地の開かれた』ことを意味し、又水田も明治末期の一七〇町歩から減少して、昭和十三年以降は八〇—九〇町歩にとどまつている（第二圖）。ところが今度の戦争直前主食の供出と配給制度がとられ、それに伴う食糧事情の困難



第二圖 興津町と山林の消長
水田、畑、蜜柑園面積

(註) 畑には蜜柑園を含む

は此の專業化傾向を著しく阻止し、むしろ米麥作を加えながら蜜柑栽培を行うことを經營として安全だと考えるようになった。この點は必ずしも統計ではつきりさせる完全な資料はとり得なかつたが、例えば現地に於て水田の蜜柑園が僅かしかみられなくなつてゐることにあらわれ、今日では蜜柑經營の完全な意味の專業は著しく少くなつてゐる。(註)

興津町はもとも有名な蜜柑栽培地であり、さらに八木間部落がその中心である。總戸數二八〇戸、農家一七四戸あり、うち四—五〇戸の勞銀收入によるものは町内の工場及び清水、静岡等で働いてゐるが、若干は部落内の農業雇傭労働者である。又全農家の八〇%が專業である。しかも此の部落は村内で最も廣い水田地帯たる興津川下流をしめ、戦前この水田に廣く蜜柑園がはいつてゐたが、今日ではその大部分を掘りとりつてゐる。その代りに傾斜地の蜜柑

所有借入 土地別	田	畑	計
所有	67.1 (28.7%)	673.7 (66.9%)	740.8 (54.4%)
借入	214.9 (71.8%)	333.1 (33.1%)	548.0 (45.6%)
合計	282.0 (100.0%)	1,006.8 (100.0%)	1,288.8 (100.0%)

園は大體その儘保持せられた。耕地は上表の通りである。

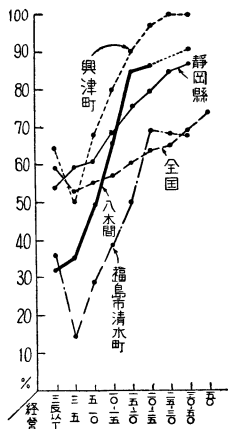
この表によれば水田では借入地が壓倒的なのに對して、畑では所有地の方が壓倒的である。このことは蜜柑栽培をはじめた小作農が初め山林を借りて開園したが、その後の自作化に當り（前節參照）主として蜜柑園だけにその注意を集中し、水田についての自作地化はそれ程行われていないことを示す。即ち水田には古い小作關係が残つていて自作化が蜜柑の場合より容易でないことと、自作化を先ず蜜柑園へという栽培者の感覺のあり方を物語る。

さらに此の耕地の所有關係からみた二、三點を説明する。先ず耕地の自小作と經營階層の關係は下表のごとくである。

即ち一町以下の經營に小作地が多く、全體の七三%を

しめ（戸數で八〇%、合計面積の五三%）、それより大きい經營で初めて自作化が著しい。第三圖によつて平地の水田地帶たる福島市清水村に比べれば、八木間は三反以下の經營の場合を除いてどの階層でも自作化が高い。それにも拘らず一町程度の經營で初めて自作化が全國平均より高い。かくて自作化の道が蜜柑栽培地に於ても五反以下では決して樂ではないこと、さらに從來の形では蜜柑栽培も亦我國では大體に於て家族勞働を基準として考えられるので、經營の自作化の道も、言いかえれば蜜柑園を買うことも又は土地を買つてそれを開くことも、少く共七—八反が最低限と

經營階層別	戸數	自作地	小作地	計
3反以下	33	19.7	41.4	61.1
3—5反	35	55.9	90.6	156.5
5—10反	69	241.6	279.2	510.8
10—15反	25	192.8	102.6	295.4
15—20反	12	167.0	30.1	197.1
20—25反	3	63.9	5.1	69.0
計	177	740.9	549.0	1,289.9



第三圖 總耕地面積中の自作地

註 参考の爲に福島市清水町平坦地水田村をかかける。

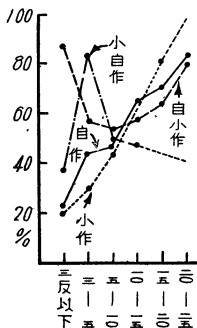
經營層別	戶數	一戸當り 總耕地 (A)	蜜柑園 (B)	B/A
3反以下	33	1.85	0.75	40.4
3—5反	35	4.20	1.90	45.2
5—10反	69	7.50	3.89	50.7
10—15反	25	11.80	10.90	91.9
15—20反	12	16.40	11.80	71.9
20—25反	3	23.00	18.90	82.1
合計	177	7.20	4.60	63.9

して必要であることが分る。

尙此の部落の蜜柑園面積は八二町五反餘(總耕地二二八町八反)で一戸當り四・六反(總耕地七・二反)であるが、これを經營階層別にみれば下表の如くであつて、此のB/Aをその蜜專業度としてみれば全部落のそれは約六四%、一町以下の經營は五〇%以下、その代りに一町—一町五反の經營は九二%以上であつて、これこそ言わば一〇〇%の蜜柑專業經營であると言える。尙此の階層の耕地の構成は一戸當り平均水田二・〇反、畑九・八反、蜜柑園一〇・九反であつて、ここではまさに水田も蜜柑園になつてゐる。この層の蜜柑栽培への意慾の強さを知るべきである。又このことは蜜柑栽培も他の作物を主する經營と同じく我國では以前は家族労働を以て行われ、その適正限度が七—八反乃至一町

と言われていることも符合する。又八木間部落の凡ゆる問題（組合のこと、供出のこと、蜜柑、租税に關する等）決定の主役が一町前後の層の農家の經營者達に握られている事實についての説明の基礎も發見せらる。^(註c)

さらに右の意味の專業度を自小作別で比較すれば第四圖の通りで、五反以下では專業化に相違がみられるが、五



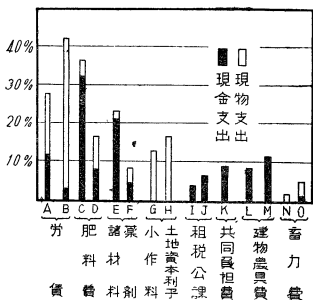
第四圖 自小作別蜜柑專業化

一〇反では自・小作又は自小・小自作何れも同じで、もはや自作小作の別が著しく少く、さらにそれ以上では經營の大きいものほど專業度高く、小自作の例外的場合の外には著しい相違がみられないのは、專業度が一定規模（五—一〇反）以上においては必ずしも自作化と關連するものでなく、經營規模と關連するものであることを示す。^(註d)（尙右の諸統計はすべて昭和二十二年八月調査による。以下特にことわらない限り同前。）

二、經營と收益

次に昭和初年に於て蜜柑の庭先價格は貫當り二〇—三〇錢の間を上下した。又農林統計によればその全國平均反當收量は二一〇貫から三五〇貫であつたから反當粗收入は五—六〇圓乃至一〇〇圓であつて、これは水稻の五—六〇圓に對し少く共二—三〇圓は確實に上廻つた。その上にこれは從來收益少く小作料も低廉であつた傾斜地を開墾して得られる收入である（前述）。我々の調査した農家の場合にも農家の手取り貫當一〇〇—一一〇圓（昭和二十三年度、但し輸出物は七〇—八〇圓—後述）、又昭和二十三年度には反當收量は著しく立直り、反當三〇〇—一、〇〇〇貫平均四五〇貫、從つて粗收入反當り四萬五千乃至五萬圓となる（稿末別表參照）。生産費として勞賃並に肥料代に五〇%を支拂つて

(第五圖)尙收益は農業の他部門に比して多い。經營により甚しい差異がある(稿末別表參照)。この超過分のうちから今日では



第五圖 柑橘園と水稻の一反當り經營費

(註) 各費用の左側は柑橘園、右側は水稻、Kは柑橘園、Lは水稻、Mは柑橘園、Nは水稻。資料は静岡縣柑橘試験場「柑橘」第9巻第11號14頁による。

は多くを租税に充てているが、經營規模一町一町五反及びそれ以上の層では擴大再生産に投じ得る部分のあることも認められる。初期にはこの部分を自作化の爲の土地買入れに、又新植開墾に、^(註4)ついで樹勢の強化や新農具の買入れ、そして機會があればケーブルの設置、電化に向けられる。(この間生産面よりも生活面に投ぜられるものも多いことは、どこの蜜柑栽培部落地でも農家が狭苦しくたてこんでいながら——初め零細小作農であつたことを物語る——小綺麗であることが證している。)

八木間部落地では前節にのべたように昭和二十一年の長い小作争議で、結局蜜柑栽培農家の一部は離作料をとつて返還し他の一部がそれを借入金で買取つた。かくて

自作化は、經營の分化を促進しつつ行われたのである。

この経過のうちに昭和十年頃から此の部落地にケーブルの架設がすすめられた。現にそれは十五本あり(十三本まで共同利用)高度一五〇米乃至二〇〇米位より高いところにある、總計五〇町歩近くの蜜柑園がこれを利用してゐる。

次に彼等の關心は病蟲害防除方法の強化に向つた。大部分の經營では手押ポンプが早くからはいつており、後には動力噴霧機が(一部は戦前に)はいり始めた(後述參照)。樹勢の強化は自然形を保たせる新剪定法と多肥(硫酸並に魚肥、

ことに後者が多い）により、樹一本當りの多收量を隔年結果させずに連年あげようとする努力にうつり、最近では深耕も行われ初めている。このような技術導入の程度と管理の如何による結果量の相違は極めて大きい。それはいわば乳牛の搾乳量に比せられるもので、同齡樹で反當百貫と千貫の違いができる。

このような資本蓄積の方式は蜜柑栽培者の感覺に二つのものを作りあげた。耕地擴大は狭い分散した圃場を順次集積し、樹勢強化では剪定その他の管理に自分の勤勞と獨自のやり方或いは研究（？）に走らせるのであつてこの場合社會的、或いは共同的な方法による進歩は著しく妨げられる。この傾向の強い處では農道を作り、索道を設け、それを動力化するような努力はもちろん、生産物の販賣や生産資材購入の共同化すら著しく立ちおくれ、天狗が多く、全體の發展の上での自分の伸びる方式を考えながらない型（前節（一）の蜜柑栽培者が成長する。（和歌山縣有田郡の如き典型的である。）この型の農民の中から、若干のものが資本家的經營や富農的經營に成り、又時としてこれらから問屋に變つて中間商人としての利潤を追及する者があらわれる（例えば廣島縣大長村）。このような村での指導者としてはこうした層の者が有力である。こうした傾向は濃淡の差はあれ大部分の蜜柑栽培地で一般的ではあるが、大體に於て古く開かれた生産地に強い。例えば和歌山、大阪等に（註）

靜岡でも、又興津町の八木間でもこうした傾向がないわけではないが、がいて此の傾向と相對抗する力が出來てゐる。従つてケールが出來、共同出荷が比較的に組織化せられ、又地域により電化しようという話もきかれる。（尤もこれらは一つ一つ吟味しなければとの聲の農家、カードしているかは簡單に言えない。）ことに八木間の場合明かに一町一町五反の層が中心勢力たることによつて、共同活動が支持せられてゐる（註）。すなわちここでは言わば農民的感覺、しかも單なる富農的でないものが成長していることが明かである。従つて、もちろん他の先進地域（靜岡縣西浦村の如き）に

比すればおくられていると考えられるが、その方へ向おうとする苦悶がいろいろのところにあらわれており、蜜柑樹の疎植へ、或いは早生を混えることや深耕のとりいれ、すすんで電化への下打合せの話等がこれを示している。(註10)

三、労働關係

次に經營に關する問題では労働關係についてのべよう。ことにこれは戦争影響の分析で重要であるから。(調査農家の經營實態については稿末別表参照——七四、七五頁)

我々の調査した八木間部落は前述のように水田を有し、戦前はその一部にも蜜柑園がおりていた。戦時中の主食中心政策は此の水田の中の蜜柑園を掘り起させた。このことを促したのに主食問題の外に労働並に肥料の關係がある。蜜柑園の一部を掘り起すことは蜜柑園の減反を意味し(労働力不足に對處)、また水田にしたことは水田の肥料の配給を受ける機會を與えた。(農家は配給肥料を水田と蜜柑園とに調節して使用する)。肥料不足の關係は又これまで蓄積せられた樹勢の損耗によつて何等か補いをつけた。全國的には昭和十九年迄の生産は勞力や肥料の不足にも拘らず一應戦前の水準を保つことが出来た。これは蓄積せられていた樹勢によつて説明せられる。しかし昭和二十年から二十二年に於てついに著しい減收が現れた。或る程度統計の信頼性に考慮の餘地があるとしてもこの大減收は争われないたしかな事實である。ついで戦後各地の生産者團體は法を犯してまで肥料(特に魚肥)を集めるのに狂奔した。静岡も同様であつた。これが效を奏して樹勢は上向線を進り始めている。ただしこの場合戦中抛棄せられた園は廢園と成り、又戦後も重點的回復策をとつた爲に園による相違が甚しく現れた。戦時中が樹勢の蓄積にくいこんでいる形がはつきり見える。勞働力や肥料に昭和二十二年の生産では、いわば經營面積からみた蓄積にくいこんでいる形がはつきり見える。(註11)

が及びかねて抛棄せられた園は減産するだけでなく、木が枯れてしまうのである。

經營規模	家族勞働力		雇傭勞働力	
	昭和15 (A)	昭和24 (B)	昭和15 (A)	昭和24 (B)
5反以下	91.2	100.0	8.8	0.0
5—10反	89.5	78.4	10.5	22.6
10—15反	79.4	67.5	20.6	32.5
20—25反	27.4	34.4	72.6	65.6
平均	73.5	66.7	26.5	33.3

これらの過程は勞働力について新しい問題を伴つていた。先ず統計により戦前と戦後とを上表により比較してみよう。^(註)

此の比較は若干の條件付でしか論ぜられないが、まさにこの表から蜜柑經營の雇傭勞働力が戦争と戦後數年の變動を通じて著しく進んだと言える。しかも戦前に於ては『軒並みに、多い處になると三—四人も年雇をいれるのが普通であつた』のに比べれば、今日年雇又は常雇の形態はまだ非常に少いの、このように雇傭勞働力の比率が高まつてゐることは注目せられてよからう。この點の理由については戦時中の勞働力の不足期に發達した組織的な季節移動制が著しくその利用度を高くしてゐるとみられる。大體蜜柑栽培に於ける勞働力のピークは周知のように採收期である。しかも採收

勞働は時間に（成熟の程度による）拘束せられる。さらに静岡縣の蜜柑栽培地帯では甘諸收穫、麥播、稻刈等もほぼ同時期である（早生蜜柑の採收は十月に始まる）。それ故に經營に米、麥、甘諸等を加えれば加える程この期の勞働のピークは高くならざるを得ない。他方、蜜柑^(蜜)の他の作業は割合に時間を争わなしいし、又それらについて時間を嚴密にする程農家はこれらの作業に關心を高めてゐるとはいえない（例えば害蟲防除）。故に蜜柑栽培勞働は採收期の勞働力の問題となつた形である。

このようなわけで、勞働配分に於ては季節勞働の役割が著しく重要視せられることとなるのであるが、それと共にこうした雇傭量上の變化は雇傭關係の質的變化に著しい影響を與える。即ち親戚或いは近隣その他の特別の關係による雇傭という古い形の場合に比べると、被雇傭者の地位や報酬が著しく高くなつてゐる。例えば採收期の移動勞働者

各種作業の必要労働量（聞き取りによる昭和23年度成績）

	中耕・除草・施肥・撒	病蟲害防	剪定	採收	合計	蜜柑園反り當
	%	%	%	%	%	%
5反以下	50(43.1)	16(13.8)	10(8.6)	40(34.5)	116(100)	61.0
5—10反	137(43.4)	47(14.9)	14(4.4)	118(37.3)	316(100)	67.4
20—15反	159(40.7)	59(15.1)	14(3.6)	159(40.7)	391(100)	55.0
20—25反	794(72.0)	72(6.5)	26(2.4)	212(19.2)	1,104(100)	61.3
平均	185(48.1)	55(14.3)	15(3.9)	129(33.9)	384(100)	61.9

蜜柑業の發展とその現勢

（註）我々の調査農家18戸中の16戸の資料による。2戸の資料は極めて不正確な故に除外した。尚、中耕除草と病害蟲防除とは數回に分れ11カ月間に分散せられている。（詳細は稿末別表参照）

は、地元の農業協同組合が東北、新潟、長野の諸縣の然るべき機關と連絡し、公募の形をとり、一日當りの公定日當は三食付一五〇圓（住込）、此の外に五〇—一〇〇圓の現金と外に現物の特別報酬があり、かつ雇主は労働基準法に基く傷害施設費一人當り五〇圓を負擔する。このような新たな雇傭關係は雇主に對し最も廉價にして合理的な雇傭方法如何を考えるべき課題を與える。尙この季節移動労働者の大部分は年末に郷里へ引上げている。

四、機械の導入

労働關係に關連して、機械の導入についてのべよう。前述したように農機具類には索道や電化のような共同活動を必要とするものと各農家が個別的に導入する貯藏庫や噴霧機發動機のようなものとある。索道はすでに八木間部落に十五本設けられているが、電化は現在全國の特にすすんだ町村で行われ始めている。八木間でも前述のように逐次話題になつてきているが、混在した小面積の圃場條件を整理し利用者による負擔、その利用圃場の利用度決定の困難等の爲に事業が容易に捗らない。他方噴霧機は動力用のものがすでに此の部落に一四臺、我々の調査農家一八戸中に五臺はいつているが、そのはいり方は次頁の表の通りである。（單位臺／戸、一戸當り一臺であるから）

即ち經營規模五—一〇反の層では例外的でしかなく、一〇—一五反の層では漸く一〇%強、一五反以上になれば五〇%、二町歩以上は全經營に

	家の合			農家の合			調査場			落部間八木全		
	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で	蜜柑園面積で
3 反以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	33
3—5反	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	29	29
5—10反	2	-	-	7	-	-	-	-	1	5	75	75
10—15反	1	-	-	8	4	-	-	-	3	5	25	25
15—20反	1	-	-	-	-	-	-	-	6	4	12	12
20—25反	-	-	-	1	1	-	-	-	3	-	3	3
25—30反	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1

々の調査でも亦明瞭に現れた。^(註15)

ここら邊に新たな資本蓄積生産手段の導入上で、蜜柑栽培農家の當面している問題が見出されよう。

(註1) 明治十七年十二月農商務省刊行(前田正名編集)の『興業意見』には蜜柑について僅かに和歌山縣の年生産數量の外何等の記述もなく、況んや和歌山縣の項でも靜岡縣の項でも増産品目の中に蜜柑はとりあげられていない。尙前節(註一)参照。

(註2) 「社會科學」季刊 第一號 一九四九年六月 青木書店 二八頁

蜜柑業の發展とその現勢

はいつている。又我々の調査農家の場合には一〇—一五反の經營に多くはいつていた。蜜柑園面積で言えば園面積が五—一〇反以上の經營にして始めて、動力噴霧機をいれていて、五反以下の經營はその使用を完全に排除せられている。又此の場合五—一〇反の經營のうちには蜜柑園では五反に満たないものが一戸、六反に満たないものが一戸あるが、他は凡て八反以上をもつてゐる。

この動力噴霧機使用による利益についてみれば下表の通り、僅かに一經營(蜜柑園面積一町八反歩)だけが著しく勞働力を節約していることがわかつた。^(註15)

若し動力噴霧機による病害蟲防除の質的な面を一應無視すれば二町歩近い經營でなければ眞にこの種の機械の利益は期待出来ないという研究結果の成績は、我

農家番、號	1	2	3	6	9	4	5
經營規模(反)	22.8	13.6	13.2	10.5	10.3	12.9	11.0
蜜柑園面積(反)	18.0	8.2	10.8	5.8	4.5	8.0	6.5
同上園場枚數	5	14	17	9	3	8	11
一反當り必要勞働力(病害蟲防除)	4.0	8.2	7.8	7.2	13.1	7.5	6.5

(註3) 積極的蜜柑園減反の外に戦時中の労働や肥料不足による管理不十分に基いて蜜柑園が廢園と成り、遂に掘起した處も非常に多い。麥畑の轉換は大抵こうした處で行つた。このことは一面に生産力の低い老廢園の除去を意味する。これが古い蜜柑栽培縣たる和歌山縣で現在、案外老齡樹園が少く成つていと言われる原因でもある。

(註4) 廣島縣大長村は瀬戸内海の大崎下島の一角をしめ全村蜜柑園で埋まり、又他村へ傳馬船又は最近發動機船で海を渡つて蜜柑園を耕作していることで有名である。又従つてこの村では蜜柑園の面積を正確に知ることが極めて困難である。この海を渡る耕作を渡り作と言う。この村の人々には大正の後半期にその經營を他村(即ち他の島)へ擴げる時には農工銀行から所有地を擔保としては他島に土地を買つて開墾した。その時の條件は十五年賦、利子年五―六分で、既耕地(蜜柑園)三、四反を擔保にして約一、〇〇〇圓を借入れ、大抵十カ年位で完済した(第一節(二)參照)。

尙労働關係の項で述べるべきであるが、ついでに説明すれば「渡り作の場合例えば中耕除草作業のようなものは經營主が雇傭者をつれて自ら現地へかけると食糧その他いろいろ面倒であるから、なるべく現地の村に特約の形でこれら作業の請負者が出來ていて、同一島に出向いている大長村の農家の大部分の耕地の作業を引受ける言わば賃作業者に依頼する方法がとられてゐる。この業者(?)は適當に近隣の人を傭入れて引受けた仕事を行う。

(註5) 經營收入の點及び蜜柑園以外の水田並に畑で食糧その他をどの程度自給し得るかと言ふことを考慮すれば經營の專業度は著しく異なり、この表よりも更に高く成る。

(註6) 我々の聞きとりでも經營規模一町歩程度以上の農家に蜜柑の完全專業への意欲が強くあらわれた。尙單に農家だけではなく専門家も七―八反から一町を自家労働のみによる蜜柑栽培の限度と言つてゐる。事實一町―一町五反では若干の雇傭労働を採用期にあれば足りる。

(註7) この部落の自小作別戸數は自作一九、自小作六〇、小自作六六、小作三二。

(註8) 筆者のみた廣島縣大長村の某農家の經營の概算は(昭和二十三年度)

總收入	(蜜柑の外に麥を少し供出し、その他のものを僅少ながら販賣してゐる)	八〇萬圓
總支出		七五萬圓
生産費		三萬圓
肥料		一五萬圓
勞務		二萬圓
その他		

生活費（醫療交際費を含む）

租 税

差 引

三〇萬圓
二〇萬圓
五萬圓

此の經營は規模約一町二反で自家勞働（四人）を主とし、雇傭勞働は僅かしか利用しない。又この經營は附近でごく上の部に屬するものである。

（註 9） 古い生産地たる和歌山縣有田郡ではケールや農道が絶対に設けられるに至らないし、又出荷方法が亂脈をきわめ、今春も商品の品質の統一と改善をめざす商品検査を行うことについて猛烈な對立がみられ縣會では遂にこれを否決した。

（註 10） ここでは七―八反から一町五反の層から村や部落の役員が出てゐる。尙現に企てられてゐる電化はこうした一町前後の中間層が中心である。尤も此の計畫は昭和二十四年早春にはまだ表面化してゐなかつたが夏迄に完成したとの報告を受けた。

（註 11） 前述した大長村では『渡り作』を抛棄する場合と村内の傾斜地の高い處にある園の抛棄の二つに分れる。渡り作はしばしば村内の山の高い處よりも耕作の容易なことがある。大長村の場合抛棄した園のあとには他の作物を栽培しないこともある。大阪の廢園の跡にもそれがみられる。これらには耕作をしないのではなくて、出来ない場合がある。けだしそこには蜜柑以外のものは耕作出来ない程度の山腹の急斜面であるから。

（註 12） Aの調査は静岡六ヶ町村三〇戸についての野村喜一郎氏の調査である。前掲「柑橘」第十卷第一號 一二頁。この調査には静岡縣庵原郡で庵原村と高部村が含まれてゐる。その調査農家三十戸の經營規模別は次の通りである。

五反以下	四戸	五―一〇反	一戸	一〇―一五反	六戸
一五―二〇反	四戸	二〇―二五反	二戸	二五―三〇反	二戸

又Bの我々の調査（庵原郡興津町）の場合勞働力の調査は各人別に年間就勞日數をとり、それを男女等しくみて三〇〇日を一人の年間就勞日數として換算した。（稿末別表參照）

なお野村氏調査（A）と我々の調査（B）とについて專業度（總經營面積に對する蜜柑園面積比率）を示せば次の如く、一町以上ではBが高く、以下ではAが高い。

五反以下	(A)	(B)
	四七・九%	五四・一%

五一〇・〇反

五〇・三%

一〇一・一五反

六六・八%

二〇一・二五反

八三・四%

五五・五%

七八・六%

(註13) 採收労働の困難は例えば労賃の高い大阪の蜜柑栽培地(横山村)の相當大きな經營が生産物を園で仲買人に賣り(青田賣り)自己の經營上の關心を直ちに次のより有利なものに向けている例に示される。この場合の青田賣りは經營の窮迫、現金缺乏が原因ではない。

(註14) 尙我々は数字的には明かにし得なかつたが、自家労働と雇傭労働との比率の變化の一面として、自家労働の生産面からの脱出もその原因とみなされることは明かである。我々の聞きとりでは「娘達がすっかり働かなくなつた。大抵ケイコゴトに出ている」というこえがきかれた。このことの原因の一として戦争中及び戦後を通じて、果樹價格の騰貴による收益の増大に基く生活程度の上をあげられよう。尤も廣島縣大長村のききとりではこの點(娘達の働かない事)は否定せられた。

他方我々がみた(詳しく調査出来なかつたが)庵原郡高部村のある經營は、四町歩の蜜柑園を有し大部分雇傭労働力のみにより、主人は組合(組合長として)その他外部の仕事に従事し、長男(二十二歳)が直接經營の管理指導にあたつていた。ここではいわば家族労働が直接生産面から大幅に脱出しているのである。又このような規模をもつ經營は同時に機械化もすすみ、村で新しい技術導入の先端に立つており、經營主は村の有力者でもある。まさに資本主義的經營とみるべきか。

(註15) 農家番號一以外はすべて終戦後いれたものでまだ充分に使ひこなしてはいないと言えよう。けれど新しい機械に則した經營の構成上の變化がまだ行われていないとみるべきである。(稿末別表参照)

(註16) 岩崎藤助氏、動力噴霧機の使用價值に就て前掲「柑橘」第九卷、第八號、九一—一五頁。

三、蜜柑の市場輸出及び價格

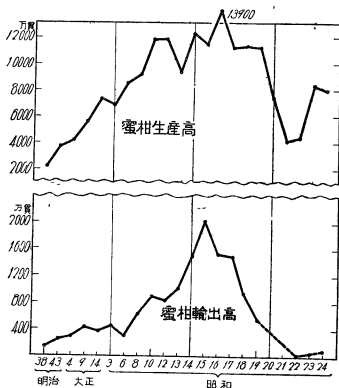
一、市場の變化

蜜柑の商品化、價格の問題で差當り注目せられるのは戦前と市場關係が著しく變化していることである。この基礎

には生産量とその地域配分の變化及び輸出の減少があげられる。

我國の蜜柑は昭和期にいり、俄然生産量が増し、さらに昭和十年から一段飛躍して昭和十六年には一億四千萬貫に達した（主として農林統計による）。又輸出も大正年間から昭和の半までは概ね三五〇萬貫前後、その後は倍加し八五〇萬一、二、〇〇〇萬貫に上つた。それと同時に國內消費も年々増加し、戦争前迄に八千萬貫から一億貫に上つている。

（大藏省貿易統計その他による）。これは算術平均すれば我國の人口一人當り年消費量が昭和初年の九〇〇匁前後から、



第六圖 蜜柑の生産及び輸出高

（註）昭和24年は豫想並に計畫（輸出）

一貫四〇〇匁へ増加したことを意味する。（此の場合罐詰その他の加工並にその輸出は無視した。それに消費した原料蜜柑の量は最盛期に全蜜柑生産の約一三%で製品のうち輸出したもの五六%であつた。）（第六圖）
これらの趨勢に乗つて和歌山のような古い生産縣も生産を増加したが、靜岡縣はさらにそれを凌駕して増加し明治以降永く第一位にあつた和歌山縣に代り、その外に愛媛、廣島等の瀬戸内海及び九州の生産地も頭角をあらわした。そして戦時中の條件が農家經營とその生産に前節までのべたようないろいろな影響を與えた結果和歌山縣はさらに衰えて第三位に落ち愛媛縣がそれに代り、又

廣島、熊本、大分等の西の方の諸縣の進出も目覺しく、我國の蜜柑栽培の重點は西に移りつつあると言われる形勢がより強くなつた。尙この語のもつ意味は單に生産の面からだけではなくて、輸出とも關連させて國內の需給の變化に基いて考えるときよりはつきりする。

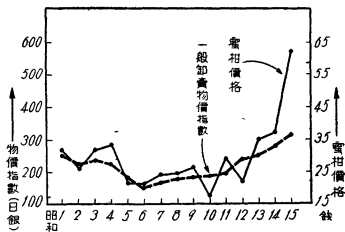
我國の蜜柑輸出の飛躍的な増加は昭和八—九年である。大正の初からは三五〇萬貫乃至四〇〇萬貫の輸出を昭和七年までつづけていたが、昭和八—九年からは中國（滿洲及び關東州を含む）向けが激増して、輸出量は飛躍的に増加したのである。（此の時から朝鮮への移出も激増している。）このきつかけは貿易商の獨占的な大日本北米柑橘輸出組合に對抗して、生産者が直接販賣にのりだし、日本柑橘販賣組合連合會をつくつたことである。^(註一)さらにこのことは價格にも影響を與えた（次項參照）。

ところがこうして西日本の蜜柑がきずきあげたその賣り込み先としての大陸市場は、^(註二)周知の通り昭和二十年以來閉ざされた。その爲に自ら西日本の蜜柑は順次東日本の市場へ進出し、^(註三)これに伴つてかつて東京市場で優位をしめていた静岡、神奈川の蜜柑は東北、北海道へ盛んに送られることとなつた。これは極めて大きな市場變化である。

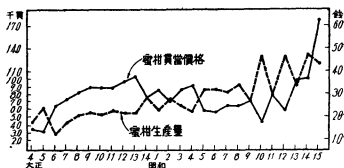
二、價格について

さらにここで、價格の點について蜜柑の特徴をつかまえておきたい。それは一般には卸賣物價指數と比較すればほぼ同一の足どりで動いていることは明かである（第七圖）。しかしてその間の蜜柑價格の騰落は生産量の増減と完全に逆行しながら動いている。^(註四)（第八圖）。

次に戰爭中は價格統制が行われ、闇價格があらわれて著しく騰貴した。そこでこの價格統制の始まる前年（昭和十四年産）と統制解除後二年目（昭和二十三年産）の東京卸賣市場價格を九月から四月の月別に比較し（第九圖）、さらにこれ



第七圖 蜜柑價格と一般卸賣物價指數（昭和1—15年）



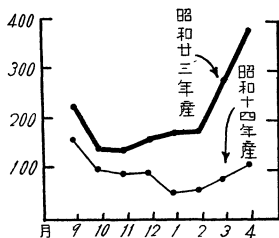
第八圖 蜜柑の生産量と價格（大正4年—昭和15年）

（註） 2本の線の運動が完全に相反していることは大正末期から正確に現れている。

を物價指數で操作すれば（第十圖）、この兩年價格の實力が略々等しいことがわかる。但し月別の變化を除いて。従つてこれらの點からすでに統制解除（蜜柑のそれは消費物資中の魁けであつた）後二年目の蜜柑價格は大體昭和十四年頃と同等の強さをもつてゐること、月別には産地の相違から前半が高く後半が安いことがわかる。

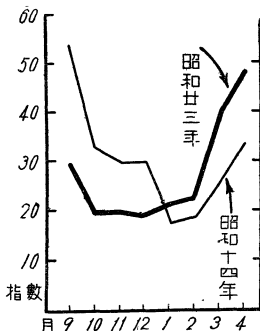
この原因は貯藏きかず且つ熟期の早い西日本の蜜柑が早目に東京市場に現れるからである。又貯藏のきく蜜柑を

つくる静岡や神奈川の蜜柑栽培者が一月以降の出荷に努力しているのは市場の一般的な動き方からみて當然である。ところが今日静岡では指導の方でも農民自身も（我々の調査にもあらわれた）早生を増加することを希望している。静岡に於ける早生の栽培は採收勞働のより合理的な配分、現金収入を早めること並に品質の改善（果實を樹に長くおいて甘味を出させる）を目的とするが若し我國の蜜柑の需給關係が今日の形をつづけてゐるとすれば、こうした早生の増産は市場との關係を考えれば十分に適當と言えるかどうか。ただし早生も貯藏可能であれば別であり、（最近稍可能



第9圖 東京市場月別平均貫當り蜜柑價格
(昭和十四年9月—15年4月)
(昭和二十三年9月—24年4月)

(註) 昭和十四年産は單位錢、同24年産は圓による月別價格の變動を示す。



第十圖 東京市場蜜柑價格指數

(昭和十四年9月—15年4月)
(昭和二十三年9月—24年4月)

(註) 東京卸賣物價指數を換算したものの。
昭和23年指數は2回操作した。
大藏省財政經濟年報及び東洋經濟統計月報のものは蜜柑價格は昭和十四年より必ずしも高いとは言えない。

性があると言われる) さらに十一月中に發送する對北米輸出が今後著しく増大するとすればもちろん問題は異つてくる。^(金)そこで次に戦後の輸出貿易について一言しておこう。

三、戦後の輸出貿易

對北米蜜柑貿易は昭和十五年で終り、昭和二十二年カナダへいわば試験的な形で始められた。その量は二五萬貫弱であつた。又大陸への輸出は昭和十九年に終つてゐる。當時の大陸向輸出量は對北米關係よりはるかに多く、それに朝鮮を加えれば二〇倍に達した(全輸移出量の九〇%以上)。それ故に昭和二十三年度にカナダその他(四〇萬貫を輸出

したけれ共その量は以前に比べれば問題にならぬ程度に微量であり（第六圖参照）、又昭和二十三年と同程度の生産があつたともみられる昭和六年の輸出量の六―七％に過ぎないのであるから、蜜柑輸出の問題は昭和二十四年に七〇―八〇萬貫輸出の計畫はあつても、今日までのところそれだけでは大した重要性をもつていない。^(註6)

次にその貿易による價格と貿易收入の點で言えは一本爲替レート設定前であつた昭和二十三年の輸出は箱（九封度入）當りFOB四〇仙にきめられ^(註7)（二十二年は五五仙）、又この爲の特認レートは四二〇圓（二十二年は三〇〇圓）、となり、従つて一箱九ポンド入りの價格は一六八圓（二十二年は一六五圓）である。この蜜柑は十二月クリスマス直前にヴァンクヴァーに陸揚げせられて賣捌かれてゐる。現地小賣價格は九九仙であつて、同地で販賣せられる他の果實と封度當り價格は略同等である。^(註8)FOB價格に對して運賃及び諸掛りは箱當り四一仙である。^(註9)

以上のように昭和二十三年度はFOB圓建價格一箱一六八圓になるがFOBまでの諸掛りは七一圓二〇錢であるから、蜜柑價は九六圓八〇錢になるが、これから出荷組合手数料を控除して換算すれば生産者の手取りは概ね貰當り七〇―八〇圓程度となる。^(註10)この價格は昭和二十三年の輸出向出廻期（十一月末）の国内消費ものの庭先價格よりも若干安く、出荷最盛期（十二月上、中旬）の産地價格に略等しかつた。^(註11)

貿易關係の生産者手取りで言えは、昭和二十三年は特認レート四二〇圓が著しく効果を示している。これが現行爲替三六〇圓の場合それは約七五％即ち五五圓程度の生産者手取りとなる（雜費は不動として）。従つてまだ本格的な輸出貿易は行われていない時ながら、このような事態に如何にして蜜柑經營は對處するだろうか。依然として國內販賣收入と貿易收入とをブールすることによつて解決するつもりかどうか。しかもこの場合國內購買力の減退が見越される^(註12)今日に於ては如何。結局新しい高度の生産費引下げ、主としてそれは勞働生産力の向上にむけられるが、それ以外に

は恐らくあるまい。それは收量と品質を高める爲の新しい合理的技術（前述した）の導入であり、それは大部分の經營にとつてはその爲の經營上の新しい組織を必要とする。^(註3)

(註1) 帝國農會報、第二三卷、第六號、三七頁。又東畑精一氏著、日本農業の展開過程、三七三—三四頁。こうした生産者の販賣活動への積極的參加については静岡縣業者の役割が最も大きく、ことに輸出の場合にも彼等の演じたところが大である。而もその中で庵原郡が清水市と共にがいて先頭に立っているのは興味のある問題であるが、ここでは詳しく分析しない。

(註2) 西日本の蜜柑、特に九州のその生産増加は北九州と朝鮮及び滿洲の市場開拓とが直結していたことによるもので、その理由の一つは九州（瀬戸内海、四國のものも含めて）の蜜柑は性質上遠方輸送がきかないから北米向けは原則として神奈川、静岡及び和歌山の紀ノ川流域のもの（有田川流域は不向）でなければならぬ代りに、西日本のものは大陸へは可能である。ただし、近距離で冬季の寒冷地向けであるからである。

(註3) 例えば東京市場に現れた西日本の蜜柑の數量は次の通りである。

山 口 大 分 福 岡 愛 媛 廣 島	昭和十四年	昭和二十三年	(對昭和十四年)
	〇・七萬貫	三二九・〇萬貫	四七〇・〇倍
	〇・四	二三・〇	五七・五
	〇・三	一〇・〇	三三・三
	九八五・六	三、五二七・〇	三・六
	三八二・〇	一、三八五・〇	三・六

東京市政年報 經濟篇、昭和十四年度及び昭和十五年度。東京都中央卸賣市場青果物月報、昭和二十三年十、十一、十二月及び昭和二十四年一、二、三月

(註4) 第八圖によれば蜜柑價格の變動は大正六年から昭和四年（嚴密には大正十三年）迄は大體需要の方が強く、それより後大正年間からの蜜柑園擴大運動の效果が見えたのか、供給の方が強くて昭和十三年に及んでいることを示す。もちろん後者が一般的な農村恐慌と不景氣の時期にあたることは説明するまでもない。戰爭中の價格急騰は昭和十五年に始まる。

(註5) こうした市場への出荷の偏りを崩す方法として輸出の外に加工がある。しかも罐詰ならば輸出市場を地球上の至る處に擴

げられ、消費時期も全一カ年に及ぶ。但しこの場合生産者の組織がこの事業を擴大し維持し得るか否かによつて生産者の立場を考へることが出来る。しかしてその成否は今後にかかると。

加工として他に冷凍もあるが、これは大量の需要と呼ぶには今のところ技術そのものの研究が不充分とせられる。

(註6) 従来は北米向けの三分の一は合衆國であつたが戦後は我國の蜜柑にソーカ病がある爲に輸入禁止となつてゐる。しかしこゝうした病氣がなくとも合衆國の近年に於ける柑橘類生産の飛躍的増大からみれば、ここは我國の蜜柑の輸出地としては今後殆んど期待出来ない。

(註7) 昭和二十三年産蜜柑は蜜柑價格の騰貴と爲替レート三四〇圓の見透しで、六三・五仙から交渉を始め、六〇仙で一應契約が成立したが、破約となり改めて契約し本文のように四〇仙にきまつた。而してこの弗建價格に基き生産者の手取りを保證する目的で四二〇圓の特認レートが設定せられた(日本農産輸出株式會社資料による。)

(註8) The Vancouver Daily Province 1948 XII 8によれば

Pink Grapefruit (Texas Seedless)	4 lbs. 30c.
Delicious Apples	3 lbs. 33c.
New Crop Naval Orange	2 lbs. 23c.
Juicy Lemons (Italian)	1 lbs. 17c.

(註9) 横濱—ヴァンクーヴァー間運賃及保險料

荷役賃(箱當り)	二〇仙
輸入税()	一五仙
その他()	六仙
計	四一仙

96c (64+4) = 100 すなわち一八仙が輸入商と現地小賣商の手取り(日本農産輸出株式會社資料による)。

(註10) 荷造材料代(箱當り) 三二・四〇八圓

荷造人夫賃(運果費を含む) 一八・六一九圓

運送費 一一・三八一圓

蜜柑業の發展とその現勢

船貨諸雜費

九・二九三圓

貿易手數料（販賣價格の六％）

（日本農產輸出株式會社資料による。）

尙輸出蜜柑の一箱は一貫八〇匁強入りである。

（註11）昭和二十三年は輸出向の蜜柑代は時とすると六〇圓位になるかも知れないと言われ、かつ十二月初めに市場の値下りが著しかったので、静岡方面でも（八木間も）餘り長く貯藏せず出荷した。これが爲に二月以降の値上りが甚しかったとも言える（第十圖及び第十一圖參照）。

（註12）前述のように生産者は輸出向けをも加えて昭和二十三年度産は手取り平均一貫當り一〇〇—一一〇圓（八木間の調査農家の場合）となつてゐる。

（註13）輸出蜜柑は豫め樹を選び、その樹から採收した蜜柑から農家が特に一度選果して出荷し（國內向けの場合農家は自家では選果せず組合での共同選果による）、さらに農業協同組合の選果場でも選果機を使用しないで手選を行う。こうして最初に豫定した量のうちの約二〇％が輸出用として箱詰にせられる。

こうしたことから蜜柑の品質が全體として向上する以外に輸出蜜柑については生産費を引下げる方法のないことを意味する。

四、結　　び

我々は我國の蜜柑業とその經營の成立、發展過程を展望し、その現段階の分析を試みた。そこでこれらを次にとりまとめて結びとしたい。

一、古い社會關係は先ず零細農をして傾斜地に蜜柑栽培を始めさせたが、これは傾斜の急な、狭い地積に過度の勞働力と肥料を投じ、蜜柑樹の密植による反當收量を高めるといふ、我國の他部門のゆき方と同様な、古い型の技術（蜜柑栽培からみて）をうんだ。この型の技術と生産様式のもつ重荷の下から農民的經營が成長し、先ず土地關係の改革に向つた。これは小作爭議や園地買取りによる自作化にあらわれた。

二、土地關係の改革（今次農地改革と同じ意義をもつものであるが）は比較的に大きな農民的經營に、生産手段による蓄積の方向をとらせた。その上に今次の戦争は古い型の技術の存在條件を掘り崩し、そこに新しい型の技術の方向が求められた。これに對處する方法として大經營は資本家的經營たる性格を明瞭にして、中農以下は何等かの共同化による技術の飛躍的改善をしなければならないところへ追いこまれている。

三、すでに土地關係の改革に際し微力な零細農は蜜柑栽培から脱落し、郷市の労働者となり又は大中經營に常備として備われた。ところが大經營はもちろん、中經營（農民的經營たる一町前後から二町歩程度の經營）も戦争前後の労働關係によつて、新しい情勢に追いこまれ、安い雇傭労働の濫費の代りにその合理的使用、並に社會的な地位の向上に基く自家労働の生産から漸次的脱出に對處しなければならなくなつてきている。

四、この要求は新しい機械の導入、設備の完成等によつて達せられることを自覺させてきた。これは資本家的經營への大經營の發展と中小經營を主導者とする共同的活動の成長に現れるが、今日の資金、技術等はまだ後者の躍進的前進を容易に支持しない。否むしろ閉息させないとも限らない。

五、我國の蜜柑生産は今日國內への供給力から言へばすでに戦前に近ずいた。今後は、戦時中の一時的な新植停止の影響も考えられないではないが、戦後の新植の模様から見れば供給は絶えまなく増大するであろう。従つてこの増加する蜜柑の國內に於ける消費は購買力をもつ需要の増大以外にない。

六、將來考うべきは輸出と加工の問題であるが、輸出は大陸をとりあげないでは殆んど量的には論ずるに足りず、加工は罐詰の販路を全世界に擴大させ得るが故にこの點と關連しつつ技術（罐詰技術とそれに適する生産費の安い蜜柑の育成）の改善をはかるならば、蜜柑栽培は永い將來性のある問題として期待し得るであろう。（研究員）

の 實 態 (表註 76頁参照)

		家 族・雇 傭 の 比 率					勞 働 日		昭和23年度産蜜柑收量		
時	合	家族 労働力	傭 入 勞 働 力			總 計	一 反 當 り	總 計	一 反 當 り	勞一 働者 日當り	
合 計	計		常 傭	臨 時	合 計						
L 人	M 人	N %	O %	P %	Q %	R 日	S 日	T 貫	U 貫	V 貫	
6.80	11.90	34.4	9.4	56.2	65.6	1,104	61.3	9,750.0	542.0	8.80	
0.50	3.50	57.1	28.5	14.3	42.9	331	45.2	8,430.0	1,028.0	25.50	
0.35	4.45	51.6	22.5	25.9	48.4	529	48.9	2,980.0	267.0	7.70	
0.47	3.30	57.6	28.8	13.6	42.4	324	40.5	2,350.0	273.0	7.30	
0.40	3.50	88.6	-	11.4	11.4	312	48.0	2,150.0	336.0	8.10	
0.50	3.10	74.1	9.9	16.0	25.9	384	66.2	3,150.0	543.0	8.20	
0.35	2.95	88.3	-	11.7	11.7	388	57.1	3,070.0	480.0	7.90	
0.10	3.00	96.7	-	3.3	3.3	373	59.1	2,350.0	373.0	6.30	
1.00	3.00	33.3	33.3	33.3	66.7	331	73.6	2,800.0	522.0	8.50	
0.40	3.36	67.5	20.0	12.5	32.5	377	53.1	3,410.0	477.7	9.93	
-	3.60	100.0	-	-	-	488	116.1	2,169.0	516.0	4.40	
0.40	2.40	83.3	-	25.0	25.0	239	41.3	2,890.0	407.0	12.10	
0.20	1.40	85.7	-	14.3	14.3	678	45.5	2,050.0	289.0	3.00	
0.03	2.08	98.8	-	1.2	1.2	72	16.4	680.0	154.0	9.40	
-	1.30	100.0	-	-	-	197	58.0	1,035.0	345.0	5.20	
0.70	2.70	-	74.1	25.9	100.0	?	-	1,840.0	335.0	(2.30)	
-	1.50	100.0	-	-	-	229	66.8	2,060.0	606.0	9.10	
0.19	2.70	78.4	13.0	9.6	22.6	317	67.4	1,817.7	378.8	7.20	
0.00	1.30	100.0	-	-	-	116	61.0	704.0	371.0	6.10	
0.00	1.30	100.0	-	-	-	?	-	620.0	295.0	(1.70)	
0.00	1.30	100.0	-	-	-	166	61.0	662.0	333.0	6.10	
0.70	3.20	66.7	15.6	17.7	33.3	384	61.9	2,836.0	453.2	8.60	

蜜柑業の發展とその現勢

別表 調査農家

蜜柑業の發展とその現勢

農 番 家 號	經營 面積	蜜柑園 面積	B A	世 帯 人 員	勞 働 力 (年間 300 日換算)						
					常 備				臨		
					家 族	常 備	合 計	一人當		日 備	季 節 備
								經面 管積	蜜園 柑		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	22.9 ^反	18.0 ^反	78.6	13.0 ^人	4.1 ^人	1.00 ^人	5.10 ^人	4.5 ^反	3.5 ^反	1.00 ^人	5.80 ^人
2	13.6	8.2	60.6	9.0	2.0	1.00	3.00	4.5	2.7	-	0.50
3	13.2	10.8	82.2	10.0	2.3	1.80	4.10	3.2	2.6	0.10	0.25
4	12.9	8.0	81.8	9.0	2.0	1.00	3.00	4.3	2.7	0.17	0.30
5	11.0	6.5	59.1	11.0	3.1	-	3.10	3.5	2.1	-	0.40
6	10.5	5.8	55.2	7.0	2.3	0.30	2.60	4.0	2.2	0.30	0.20
7	10.4	6.8	65.4	7.0	2.6	-	2.60	4.0	2.6	0.00	0.35
8	10.4	6.3	60.6	8.0	2.9	-	2.90	3.6	2.2	0.10	-
9	10.3	4.5	43.6	7.0	1.0	1.00	2.60	5.2	2.3	0.80	0.20
平 均	12.8	7.1	55.5	8.5	2.3	0.66	2.96	3.9	2.4	0.20	0.30
10	9.7	4.2	43.3	10.0	3.6	-	3.60	2.4	1.2	-	-
11	8.8	5.8	65.9	8.0	2.0	-	2.00	4.4	2.9	-	0.40
12	8.6	7.1	82.6	7.0	1.2	-	1.20	7.1	5.8	-	0.20
13	8.5	4.4	51.8	9.0	2.5	-	2.50	3.4	1.8	0.03	-
14	8.1	3.4	42.0	9.0	1.3	-	1.30	6.2	2.6	-	-
15	7.0	5.5	78.6	8.0	-	2.00	2.00	3.5	2.8	0.20	0.50
16	6.0	3.4	56.7	4.0	1.5	-	1.50	4.0	2.3	-	-
平 均	8.1	4.8	59.3	7.9	1.7	0.28	1.88	4.3	2.7	0.03	0.16
17	4.0	1.9	47.5	5.0	1.3	-	1.30	3.0	1.5	0.00	-
18	3.3	2.1	63.6	2.0	1.3	-	1.30	2.5	1.6	0.00	-
平 均	3.7	2.0	54.1	3.5	1.3	-	1.30	2.8	1.5	0.00	-
總平均	10.2	6.0	56.6	7.4	2.1	0.50	2.50	4.0	2.4	0.20	0.50

(表註)

- 1 AB及びDは昭和二十二年八月一日センサスによつたものである。その他はすべて聞きとり又は此の兩者から算出した。
 - 2 Fに半端の數字が出てゐるが(第六農家)、これは調査當時迄過去四ヶ月常備としていれ、その後當分繼續するもの。
 - 3 Jは主として近隣からくるもの。Kは組織的な移動労働で、すべて收穫期のみ。
 - 4 Rは蜜柑園作業について、夫々作業別にききとり、それを集計したもの。従つて前のM(これは現に經營で消費すると考えられる總労働量を意味する)の合計との間に著しい相違が出來た。
 - 5 Tの蜜柑收量は到底満足なものではあるまいと考へていたのであるが、ききとりで得たこれらの數字でも農家によつては或る程度眞實を語つてゐることを示してゐると言へよう。
 - 6 第二、一五、一八の各農家の労働及び作業についての數字は不確實。故に項目によつては平均から除外してある。
 - 7 第一、二、三、六の各農家は技術に對する關心も高く、又それに即應してゆく資本力ももつてゐる。
 - 8 尙ここで若しCを專業度を示すものとするとき、この技術に關心の高い農家と專業度との間には直接の相關關係は見出せない。單に專業度だけからとればCで知られるように、第一二、三、一の順序となる。この理由は現在のところ、農家が主食の供出を含めた自給にその注意を向けなければならぬ事情にあることを意味する。
 - 9 第一、一二の兩農家は技術への關心は高いが資本が足りない。
 - 10 第九は強く資本を驅使してゐる經營。
- 第十三乃至第十八の各農家は技術的には論外。ただし經營規模が小さく、その上に資本力もないから。
- 但しそのうち第十五はもと大地主で、完全に雇傭労働のみで經營しており資本力は一應あると考へられるが、技術的には殆んど問題にならないような經營である。従つて労働量のききとりも出來なかつた。(昭和二四・八・一〇)